

小豆島町住宅リフォーム促進支援事業

令和4年度も住宅のリフォーム工事の費用の一部に
対して**商品券**の交付による助成制度を行います。

この事業は、小豆島町民の生活環境向上・定住促進と町内産業の地域活性化が目的です。



補助対象事業費 (消費税込)	補助率	補助金(商品券)の上限額 (千円未満は切り捨てです。)
25万円以上	20%	20万円

※商品券の受渡しは**工事代金の支払い後**になります。工事代金への使用はできません。

<受付期間・場所>

- 受付期間は、**令和4年5月9日(月)から令和4年12月28日(水)**まで、庁舎開庁時間内に住まい政策課で受け付けます。
 - 先着での受付となり、**交付額が予算額に達しますと応募の受け付けが終了となりますのでご了承下さい。**
- ※先着順となります。(令和3年度65件)

<対象となる者>

- リフォームする住宅の所有者または所有者の2親等以内の親族で、現に居住している方。
- 町税等の滞納がない方。(リフォームする住宅に住んでいる全員)
- 過去にこの事業による助成をうけていない方又は住宅。

<対象となる住宅>

- 町内の建築後3年以上が経過している「住宅」。
- ※兼用住宅等にあつては店舗・事務所以外の居住部分、マンション等の集合住宅は個人の居住に供する占有部分。

<対象となる工事・期間について>

- 補助対象工事費が25万円以上の住宅のリフォーム工事。(※1)
 - 対象工事、裏面参照。
 - 町内事業者が施工するリフォーム。(※2)
 - 業者との契約・着工が、町の補助金交付決定後に行われること。
 - 令和5年3月10日(金)までに完了報告書の提出**が出来ること。
- ※1.他の助成制度の適応対象となる場合はそちらが優先され、補助対象事業費から除いた額を交付対象経費とします。
- ※2.町では施工業者について、町内業者のあっせん等を行っておりません。ご申請者のご判断の上で、町内の工務店などへ依頼する必要があります。

<補助率・補助金(商品券)額>

- 補助対象工事に要する費用の20%に相当する額を**商品券**により交付します。(千円未満は切り捨てです。)
- 補助金額が20万円を超える場合は20万円を限度とします。
- 工事金額が減額した場合、補助金額も減額となります。
- 工事金額が増額になっても交付決定金額からの増額はありませぬ。

事業の流れ

業者の見積

申請書の提出

審査・交付決定

工事の実施

工事代金のお支払

完了報告書の提出

審査

商品券の交付決定

商品券の引換

〔申請時に必要な書類〕

- ① 小豆島町住宅リフォーム促進支援事業商品券交付申請書
- ② 個人情報の取得に関する承諾書
- ③ 改修工事を行う部分分かる図面又は写真
- ④ 工事見積書の写し（工事内容がわかるもの）
- ⑤ 固定資産税課税台帳の写し
- ⑥ 交付対象住宅に住んでいる方全員の住民票
- ⑦ その他町長が必要と認める書類
 - ・ 家屋の所有者と申請者が異なる場合は関係性が分かる（戸籍等の）書類
 - ・ 建築基準法第6条又は第6条の2の規定による確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合）

※すべての書類がそろい次第受付完了となりますので、確認の上お持ちください。

〔補助の対象となる工事〕

（お願い）材料購入は町内販売店をご利用ください。

◎ リフォーム対象工事の内容	備考
既存住宅の増築及び改築工事	建築確認の必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写し
解体工事	リフォームに必要であるもの
外装工事	屋根の修繕、葺替、防水及び塗装等
	壁の修繕、張替、防水及び塗装等
	雨戸や雨樋の修繕、取替
	ガラス窓の取付、取替
内装工事	床材、壁材及び天井材の張替
	床材、壁材及び天井材の塗装
	各種建具の張替、取替
	畳の入替、表替その他の畳工事
	階段や廊下等の段差解消や手摺の取付、修繕
設備工事	流し台、浴槽、洗面台、便器及び換気扇の取替や修繕
	コンセント配置等の電気工事
× 補助対象にならない工事・費用	
土地の購入及び造成に係る費用	
広告、看板等の設置にかかる費用	
シロアリの駆除（駆除後の工事は対象になります。）	
工具、工事用機械等の購入にかかる費用	
庭、車庫、物置部分に係るすべての工事（建物以外の工事は対象外）	
家電製品（照明器具、エアコン、ガスコンロ、給湯器、温水洗浄便座機器等）の単純な物品交換	
備え付け以外の家具の購入	
合併処理浄化槽の設置工事	
上記に該当しない内容については審査のうえ決定します。	

〔ご注意事項〕

ご注意！！

- ・ 工事を実施する前に、必ず交付申請の手続きを行って下さい。交付決定前に工事を実施してしまうと、補助の対象となりません。
- ・ 商品券の受渡しは工事代金の支払い後になります。工事代金への使用はできません。
- ・ また、この事業には**予算の枠があります。予算の残りがあ**るか、**まずは町へご相談ください。**

問い合わせ先

〒761-4492
香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95

小豆島町住まい政策課
TEL 0879-82-7011
FAX 0879-82-3600